

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

第29号議案 島原市社会教育委員の委嘱について

第30号議案 職務権限の特例に関する教育委員会の意見について

平成25年9月3日 定例会

第 2 9 号議案

島原市社会教育委員の委嘱について

島原市社会教育委員に下記の者を委嘱する。

記

氏名	住所（職場等）	電話番号	備考
石井 泰彦			学識経験

平成 2 5 年 9 月 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市社会教育委員条例（抜粋）

(目的)

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき社会教育の振興を図るため、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

(委員の職務)

第4条 委員は、島原市の社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため次の職務を行う。

(1) 島原市の社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会 教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

○社会教育法（抜粋）

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

島原市社会教育委員名簿

□ 社会教育委員（平成25年4月1日から平成27年3月31日まで任期2年）

	氏名	住所（職場等）	電話番号	備 考
1	加藤 勝彦			学識経験
2	大町 鮑保			学識経験
3	中村 義則			学識経験
4	佐藤 美由紀			家庭教育
5	村本 雅一			社会教育
6	岩村 良之			学校教育
7	金子 統太郎			学識経験
8	肘井 裕子			家庭教育
9	大場 健吾			社会教育
10	古瀬 彬			社会教育
11	石井 泰彦			学識経験

第 3 0 号議案

職務権限の特例に関する教育委員会の意見について

職務権限の特例に関する教育委員会の意見を求める。

平成 2 5 年 9 月 3 日提上

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市議会の平成 2 5 年 9 月定例会に上程された第 4 8 号議案「島原市部設置条例の一部を改正する条例」の審議に際して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、島原市議会より本教育委員会の意見を求められたものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（職務権限の特例）

第 24 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び実行することとすることができる。

1. スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
2. 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。